

安全登山対策規程

制定 2019年11月19日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）における安全登山の推進、登山中における事故防止、及び事故が発生した場合の対応等について定めることを目的とする。

(安全登山の啓発)

第2条 本支部においては、安全登山に関する講演会、講習会を開催する他、登山中における事故等の情報を収集し会員、及び準会員に周知するなど、安全登山に資するための啓発活動を行う。

(本規程の適用範囲)

第3条 本支部（プロジェクトチーム、同好会を含む）、及び本支部の会員、及び準会員が主催する山行について適用する。

(登山計画書を提出する山行の区分)

第4条 以下の区分とする。

支部山行	本支部の委員会、プロジェクトチームが主催する山行
同好会山行	本支部の同好会が主催する山行
個人山行	本支部の会員、及び準会員が主催する上記以外の山行

(登山計画書の作成、及び提出)

第5条 登山計画書は、別に定める「登山計画書作成・提出要領」に従って作成し提出するものとする。

2. 登山計画書は、第8条に規定する登山計画書受理機関に、原則として山行の4日前までに提出しなければならない。
3. 登山計画書は、登山の対象地域を管轄する警察署等に提出するとともに、緊急時の連絡先となる留守番担当者、家族等関係者に必ず計画内容を伝えなければならない。

(登山計画書に記載の個人情報管理)

第6条 登山計画書に記載された個人情報は、山行主催部署の長、山行リーダー、留守番担当者等の関係者に限り遭難事故発生等の緊急事態に対応するため閲覧するもので、目的外に使用してはならない。

2. 遭難事故の発生に伴い警察署・消防署等から個人情報の提供を求められた場合は、必要な情報を提供することができる。
3. マスコミから取材があった際は、当事者、又は家族の了解を得た場合に限り、氏名・年齢・居住市町村名を公表することができる。

(山岳保険の加入)

第7条 山行に参加する会員、及び準会員は、必ず山岳保険に加入しなければならない。

2. 登山計画書を作成する際には、参加者の山岳保険加入状況を確認して記載しなければならない。

(登山計画書受理機関)

第8条 本支部の登山計画書受理機関は、安全対策委員会とする。

2. 安全対策委員会は、提出された登山計画書の内容を検討し受理する。受理に際して計画への助言等を行うことがある。
3. 安全対策委員会は、登山計画書提出者に対し、登山計画書を受理した旨を通知するとともに、本部遭難対策委員会、及び支部役員に対し当該登山計画書を送付する。

(下山報告)

第9条 山行が終了した際、山行リーダーは、別に定める「遭難対策要領」、及び「下山管理要領」に従って、速やかに留守番担当者に下山報告を行わなければならない。

(登山中に発生した山岳遭難事故の区分)

第10条 以下の区分とする。

1 救助要請を必要とする事故	(1) 事故者が死亡したと思われる場合。
	(2) 事故者が怪我、疾病等により自力下山が困難な場合。
	(3) 天候悪化、登山道崩壊等により自力下山が困難な場合。
	(4) 道迷い等により自力下山が困難となった場合。
	(5) 下山報告がなく、山行パーティーと連絡が取れず、安全対策委員長が遭難のおそれがあると判断した場合。
2 その他の事故	登山中に上記に準ずる事故に遭遇したが、自力で下山した場合。

(山行中における事故発生時の対応)

第11条 山行中に事故が発生した場合、山行リーダー（リーダーが事故当事者の場合は同行メンバー）、留守番担当者、安全対策委員長は、別に定める「遭難対策要領」、及び「遭難事故発生時のリーダー対応マニュアル」に従って対応するものとする。

(遭難対策本部の招集と解散)

第12条 遭難事故発生連絡を受けて、支部長が必要と判断した時は、別に定める「遭難対策要領」に基づき遭難対策本部を設置し、予め定めた遭難対策本部員を招集する。

2. 遭難対策本部は、事故者の救助・搜索活動等に関する一切の業務を実施する。
3. 遭難対策本部は、救助・搜索活動、及び事故原因調査等の一連活動が終息したと支部長が判断した時点で解散する。

(安全対策積立金の使用)

第13条 遭難対策本部が行う救助・搜索等活動に必要な初動資金として、積立金規程第4条に定める安全対策積立金を使用する。

(遭難事故報告書等の作成)

第14条 事故当事者、山行リーダー、山行主催部署の長は、山行計画の企画から事故発生時の状況、事故原因、救助搜索活動等、事故に関する一連の内容を記録した「遭難事故報告書」を作成し提出しなければならない。

2. 遭難事故に至らない軽微な事故の場合は、別に定める「事故報告書」を作成し提出しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は、2019年11月19日より施行する。

この規程は、2024年1月1日より施行する。

(規程管理責任者：安全対策委員会委員長)